

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
43	地域子ども・子育て支援事業に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

品川区は、地域子ども・子育て支援事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東京都品川区長

## 公表日

令和8年3月2日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地域子ども・子育て支援事業に関する事務
②事務の概要	「子ども・子育て支援法」(平成24年8月22日法律第65号)の第四章地域子ども・子育て支援事業に基づき、包括支援事業の相談内容、乳児家庭全戸訪問事業の訪問状況、養育支援訪問事業の支援状況、妊婦健診事業の受診情報、産後ケア事業の利用状況等及び他の市町村との情報提供の求めに関する事務を行う。
③システムの名称	番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
地域子ども・子育て支援ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第9条第1項別表項番127 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進部 品川保健センター
②所属長の役職名	健康推進部 品川保健センター所長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒140-0001 東京都品川区北品川3-11-22 品川区役所 品川保健センター 保健事業係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	7. と同じ
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている  2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業	
[      ] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている  2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の下記の留意事項等を遵守し、実施している。 ・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーが正しいかどうかの確認を行っている ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し登録されているマイナンバーに誤りがないか複数人で確認している
9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [ <input type="radio"/> ] 内部監査      [      ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[      十分に行っている      ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れて行っている  2) 十分に行っている  3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
[      ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策  2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策  3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策  4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策  5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)  6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策  7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策  8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策  9) 従業員に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[      十分である      ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている  2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	アクセス権限の管理を行っている。

